

(別紙4)

「獣医師法の一部を改正する法律及び獣医療法の運用について」(平成4年9月1日付け4畜A第2259号農林水産省畜産局長通知)の一部改正新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 後	現 行
<p>2 獣医療法関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 獣医療法施行規則第3条及び第5条の管理者の遵守事項については以下のとおり扱うものとする。 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「<u>医薬品医療機器等法</u>」という。)の規定の遵守に関しては、譲渡、使用等に関する規定に違反しないようその内容を十分に認識し必要な注意をすること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 獣医師が飼育動物について通常の診療の業務を公の求めに応じて行わない以下の施設については、獣医療法の診療施設に関する規定は適用しないものとする。 ア～キ (略) ク 動物実験(動物を試験研究、生物学的製剤の製造又は獣医学、医学、薬学等の教育のための実習の用に供することをいい、<u>医薬品医療機器等法</u>第2条第17項に規定する治験を実施することを除く。以下同じ。)を実施する施設であって、動物実験に係る動物以外の動物の診療を行わない施設</p>	<p>2 獣医療法関係</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 獣医療法施行規則第3条及び第5条の管理者の遵守事項については以下のとおり扱うものとする。 覚せい剤取締法(昭和26年法律第252号)、麻薬及び向精神薬取締法(昭和28年法律第14号)及び薬事法(昭和35年法律第145号)の規定の遵守に関しては、譲渡、使用等に関する規定に違反しないようその内容を十分に認識し必要な注意をすること。</p> <p>(4)～(6) (略)</p> <p>(7) 獣医師が飼育動物について通常の診療の業務を公の求めに応じて行わない以下の施設については、獣医療法の診療施設に関する規定は適用しないものとする。 ア～キ (略) ク 動物実験(動物を試験研究、生物学的製剤の製造又は獣医学、医学、薬学等の教育のための実習の用に供することをいい、<u>薬事法</u>(昭和35年法律第145号)第2条第16項に規定する治験を実施することを除く。以下同じ。)を実施する施設であって、動物実験に係る動物以外の動物の診療を行わない施設</p>